

住警器設置で 安全な暮らし



○天草広域連合火災予防条例（一部抜粋）

平成 13 年 7 月 2 日

条例第 26 号

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第 29 条の 2 **住宅**（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の**関係者**（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 29 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの**住宅用防災機器を設置し、及び維持**しなければならない。

- (1) **住宅用防災警報器**（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

消防法第 9 条の 2 第 1 項

住宅の用途に供される防火対象物（注）（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下このようににおいて「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具または設備であつて政令で定めるものをいう。以下この状において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

（注） いわゆる戸建住宅、併用住宅、共同住宅等のことで住宅の用途部分

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準） [【👁 住警器の設置場所等を参照ください】](#)

第 29 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第 1（5）項口に掲げる防火対象物又は（16）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) **就寝の用に供する居室**（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号及び第 5 号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 である階に直下階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

(5) 前4号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

(1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。) 
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。)又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能(住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。)を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適正に住宅用防災警報器を交換すること。

(平26条例5・一部改正)

